

## 意見書（抜粋）

琉球大学名誉教授 矢ヶ崎克馬

### 第1章 郡山市と汚染度が同程度の地域で、チェルノブイリ(1986年)後に多量の健康被害が生じている

福島県の場合にはチェルノブイリ事故に匹敵するあるいはそれ以上の放射性埃が放出されています。2011年8月30日に文科省の発表した福島県内の土地の汚染度調査の結果（甲50号証「土壌の核種分析結果(セシウム134、137)について」）を見れば、深刻な汚染が確認されています。

そのうち郡山市内では118か所の測定を行っていますが、その単純平均値はセシウム137の濃度で161 (kBq/m<sup>2</sup>) で、4.4Ci / km<sup>2</sup> に相当します。これに対して、郡山市と同じ様なレベルでのセシウム137の汚染濃度を持つウクライナのルギヌイ地区を取り上げて比較し、郡山市に今後襲ってくるであろう健康被害を予想します。

ルギヌイ地区はチェルノブイリ原発の西へ110~150km離れたところにあり、強く汚染されている土地です。セシウム137濃度平均が1~5キュリー/km<sup>2</sup>(37~185kBq/m<sup>2</sup>)の汚染強度の地域内であり原発からの距離でいえば、汚染範囲の中で値の高い地域に当たります。空中線量率に換算すれば、ほぼ0.2µSv/h以下の放射線強度の地域です。(イワン・ゴトレフスキー、オレグ・ナスビット「ウクライナ・ルギヌイ地区住民の健康状態」今中哲二編「チェルノブイリ事故による放射能災害 国際共同研究報告書」所収。【技術と人間 1998年出版】 pp. 197-203 p. 113、p. 94)

下の表1に郡山市とルギヌイ地区の汚染度の比較をしています。汚染度の区分はウクライナで定められた放射能汚染ゾーンの区分に従います。ルギヌイ地区の汚染が移住義務ゾーンと移住権利ゾーンの合わせた割合は13.3%であるのに対して郡山市のそれは16.1%であり、相対的な強い汚染地域は郡山市の方が若干高い、しかし汚染の少ない無管理地域の割合はルギヌイ地区の割合は1.5%であるのに対して郡山市のそれは27.1%でこの地域は郡山市の方が多い状況である。したがって郡山市はルギヌイ地区とほぼ同程度が心持低いと判断できるものですが、事故後の子どもに対する疾病等の現れについては充分同等とみなせる地域です。

	kBq /m <sup>2</sup>	郡山市	ルギヌイ地区
移住義務	555-	0 (0%)	2 (0.6%)
移住権利	185-555	19 (16.1%)	42 (12.7%)
管理強化	37-185	69 (58.5%)	283 (85.2%)
	-37	32 (27.1%)	5 (1.5%)

表1 郡山市とルギヌイ地区の汚染度の比較

この郡山市の汚染度でどのような被害が予想されるかチェルノブイリの事故後の調査結果と比較致します。

下の図 1 はウクライナのルギヌイ地区で観察された子どもの甲状腺疾病と甲状腺腫の発生状況です。

特徴は、爆発事故（1986年4月26日）の5年後ないし6年後から甲状腺疾病と甲状腺腫の双方が急増し、9年後の1995年には子ども10人に1人の割合で甲状腺疾病が現れています。がん等の発症率は甲状腺疾病の10%強の割合で発病していて、9年後には1000人中13人程度となっています。実に多数の子どもが罹患しているのです。甲状腺のがん等は通常であれば、10万人当たり数名しか子どもには出ないものですが、異常に高い罹患率を示しています。

このような異常な甲状腺被害を予想しながら、子どもを被曝環境に置くことは本来許されない。

今後極めて高い疾病率が郡山市や福島県の子供を襲うことが懸念されます。これらの予測される罹患率のすさまじさに対して政府はヨウ素剤すら投与することなく子どもたちを被曝するに任せてきました。取り返しのつかない「行政の愚かな措置」だったと言わざるを得ません。今からでも「遅すぎることは無い」子どもの疎開措置等は即刻実施されなければなりません。

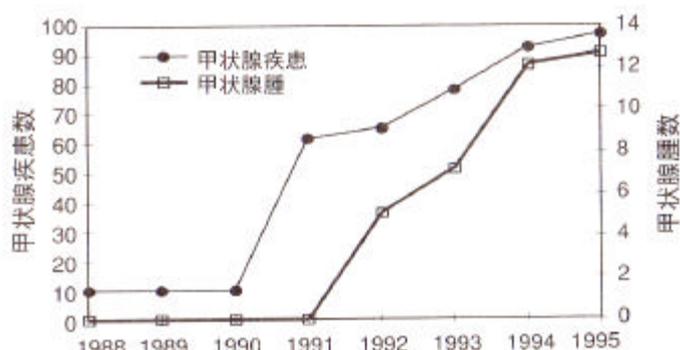


図5 チェルノブイリ事故後の子供の甲状腺疾患と甲状腺腫 (1988-1995年, 1000人当り)

図 1 ルギヌイ地区の子どもの甲状腺患者 (今中哲二編「チェルノブイリ事故による放射能災害 国際共同研究報告書」<sup>1</sup>所収)

<sup>1</sup> <http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobyl/J-Version.html>